

# 和歌の浦ブランド化プロジェクト事業 委託業務公募型プロポーザル実施要領

公表日 令和7年4月22日

## 1 契約概要

### (1) 名称

和歌の浦ブランド化プロジェクト事業

### (2) 目的

本市における和歌の浦エリアは、観光トレンドの変化、プロモーションの不足等により、廃ホテル等の未利用・低利用の空間資源が多数存在したまま活用されていない状況にあるのが大きな課題となっている。一方で、本市への観光客数は、コロナ禍で大きな落ち込みを見せたが、近年は、統計開始以降最高を記録する等、回復傾向にあり、和歌の浦エリアも食や景観、歴史・文化等が再評価されつつあることから、和歌の浦地域固有の食や景観などの魅力、未利用・低利用の空間資源などを活用する民間投資を呼び込み、的確なマーケティングに基づいた集客力の高いコンテンツを創出・集積することで、観光まちづくりを通じた地域再生を実現するための基礎資料としてエリアビジョンを作成し、本エリアにおける地方創生の実現を目指す。

### (3) 契約内容

和歌の浦ブランド化プロジェクト事業仕様書のとおり

### (4) 契約期間：契約締結日から令和8年3月31日まで

## 2 見積限度額（予定価格）

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 参考見積書の上限金額は、見積限度額（予定価格）とする。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

### (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

### (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

### (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

#### 4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

##### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

（イ）消費税及び地方並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

なお、和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、以下ウからオまでについても、あわせて提出すること。（和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、以下ウからオまでの書類を省略することができる。）

ウ 会社概要等

（ア）会社概要のわかるもの（パンフレット等）

（イ）履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること

エ 役員等調書及び照会承諾書（様式3）

オ 委任状及び使用印鑑届出書（様式4）

(2) 提出期限：令和7年5月2日（金）17時15分まで（必着）

(3) 提出場所：〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所 市長公室企画政策部シティプロモーション課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 3 2 2 (内線 2 4 5 0)

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 5 4

メールアドレス : citypro@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参による場合は、提出期限までの土日祝を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで

※郵送による場合は、提出期限必着で、書留郵便など発送と受領が記録される方法とすること。

5 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日 令和 7 年 5 月 8 日 (木)

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和 7 年 5 月 1 4 日 (水) 1 7 時 1 5 分まで (必着)

(2) 質問方法

電子メールにより、書面 (任意様式) でシティプロモーション課まで送付すること。

(3) 質問先

4 (3) に同じ。

(4) 回答方法

質問者に対して書面で回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 (任意様式、A 4 版、左綴じ、表紙を含め両面 1 5 ページ以内)

仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること。併せて、下記について具体的に記載すること。

- ・現状の課題、観光動向及び潜在的ポテンシャル等を含めた調査・整理手法についての提案
- ・地元事業者や地元住民との意見聴取の手法、開催回数等についての提案
- ・有識者会議開催において想定される有識者や会議の開催数等についての提案
- ・地域理解の醸成や地域内外のプレイヤー発掘、ブランド構築のためのプロモーションや情報発信の手法についての提案
- ・業務遂行にあたり他社にはない優位性や独自のアプローチ手法の提案
- ・本業業務遂行に対する意欲
- ・民間投資の呼び込み及びブランド化に関する提案

イ 実施体制図 (A 4 版、左綴じ、両面 2 ページ以内)

ウ スケジュール (A 4 版、左綴じ、両面 2 ページ以内)

エ 参考見積書（任意様式 消費税及び地方消費税を含む。）

※ 備考欄等で積算の明細・根拠を明確にすること。

(2) 提出部数

12部（原本1部、副本11部）

(3) 提出期限

令和7年5月30日（金）17時15分まで（必着）

(4) 提出場所

上記4（3）に同じ。

(5) 提出方法：

4（4）に同じ。

(5) 提出制限：企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

## 8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価審査会

参加資格の確認された（参加を表明した）者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記9評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容

企画提案説明に20分、質疑応答に20分とする

イ 開催日時

令和7年6月4日（水）13時30分（予定）から

ウ 開催場所

わかやま歴史館 3階 第1会議室（和歌山市一番丁3番地）（予定）。

但し、正式な日時については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

※審査会（プレゼンテーション）に出席しなかった場合、そのプロポーザル参加者は失格とする。

※プレゼンテーションは、1者に3名までの参加とする。

※プロポーザル参加者が1者のみであっても審査会を実施する。

※プロポーザル参加者は、他の参加者の審査会への傍聴はできません。

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて行うものとします。プロジェクターの使用も可能ですが、提案書のポイントのまとめに使用するものとし、提案書にない提案を新たに盛り込み説明することは認めません。なお、プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、シティプロモーション課へ事前に連絡を行ってください（プロジェクター及びスクリーンはシティプロモーション課で用意しますが、パソコン等その他必要物は各自用意してください。）。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書（令和7年6月11日送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

60点／100点（6割）を最低基準とする。

	評価項目	評価基準	配点
提案内容 評価 70点	業務執行体制	業務が高いレベルで履行できるうる体制（人員配置・担当業務・参画メンバー等）が提案されているか	10点
	理解度	本業務仕様書を踏まえ、業務に対する理解度が高く、また意欲的な提案となっているか	5点
	新規性	エリアの将来性を見据えた上で、新しい価値やアプローチを示す提案となっているか	5点
	独自性	他社にはない強みを活かした独自性のある提案となっているか	5点
	事業内容及び実施スケジュールの具体性	仕様書中に謳われている項目に関して効果的かつ具体的な提案があるか	40点
	プレゼンテーション	提案内容は論理的かつ的確であり、質問等に対する回答も的確か	5点
価格評価 30点	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配点 × { 1 - (提案者の参考見積額 - 基準価格) / 見積限度額 } (小数点が出た場合は、小数点以下第1位で四捨五入)</li> <li>(基準価格は20,000,000円 × 0.8) (0.8は最低入札制限価格相当にあたる係数)</li> <li>(「(提案者の参考見積額 - 基準価格) / 見積限度額の数」が負の値になる場合は正の値としてみなして算定する)</li> </ul>	30点

※ 評価結果が同一となった場合、提案内容評価の点数が高い事業者を受託候補者として特定します。

○ 提案内容に対する評価点数

評価視点	評価点数
非常に優秀	配点 × 100%
優秀	配点 × 80%
普通	配点 × 60%
やや劣る	配点 × 20%
劣る	配点 × 0%

10 日程

公表

令和7年 4月22日（火）

参加資格確認申請書受付	令和7年	5月	2日(金)	17時15分まで
参加資格確認通知書送付	令和7年	5月	8日(木)	(予定)
質問受付	令和7年	5月14日(水)		17時15分まで
企画提案書提出	令和7年	5月30日(金)		17時15分まで
企画提案評価審査会	令和7年	6月	4日(水)	(予定)
結果通知	令和7年	6月11日(水)		(予定)
契約締結	令和7年	6月18日(水)		(予定)

### 1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 参考見積書のコツ額が、見積限度額(予定価格)を超過したものの

### 1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度  
適用しない。
- (2) 部分払い制度  
適用しない。
- (3) 契約保証金  
契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山市契約規則(平成15年規則第83号)第34条に該当するときは、免除する。
- (4) 契約書作成の要否  
必要である。
- (5) プロポーザルは、受託候補者を特定するために実施するものであり、必ずしも提案内容に沿って契約するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。
- (6) 受託候補者は和歌山市と緊密な連絡を取り、円滑に業務の進捗を図るものとする。

### 1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。なお、選定された企画提案書案等の提出書類については、市民等への説明（公表）等において必要があるときは、市は同意なく、無償で使用、抜粋又は複製することができるものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (6) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあっては公表することを前提とした事業者選定であることに同意の上申請を行うものとする。
- (7) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (8) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ和歌山市と協議し第三者への委託が効率的、効果的であると認められた場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (9) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、和歌山市と受託者双方で協議のうえこれを実施するものとする。
- (10) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (11) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合がある。
- (12) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。
- (13) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。  
また、受託者は、著作権者人格権について一切行使しないものとする。
- (14) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (15) 申込書類の著作権は申込者に帰属するが、和歌山市情報公開条例の定めにより、公開する必要がある場合は、和歌山市は申込書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (16) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (17) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (18) 個人情報の保護については、十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。
- (19) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。
- (20) 本事業目的を円滑かつ十分に遂行できる人員体制を整えること。
- (21) その他諸般の事情により本募集の中止が決定した場合、応募者の有無に関わらず、本募集業務の中止、選定業務の中止、その後の許可等を行わない場合等がある。その場合、準備に要した費用についても、(4)と同様とする。